

|     | 質問   | 回答   |
|-----|--|--|
| No. | (1) 公募について   |  |
| 1   | 事業の公募はいつから開始となりますか。  | 2024年12月10日から公募情報を公開し、申請書類の受付も開始いたします。   |
| 2   | 公募期間はどのくらいでしょうか。   | 2025年1月7日15時まで（約1か月程度の公募期間）となっています。  |
| 3   | 採択決定はいつ頃でしょうか。   | 採択決定は3月下旬頃を予定しています。  |
| 4   | 公募開始に際し、オンライン説明会は予定されていますか。  | 説明会は実施せず、代わりに要点をご説明する概要資料を特設Webサイトに掲載いたします。  |
| 5   | 申請できる事業者の必須要件はありますか。   | 申請するには、以下7点の要件を満たす必要があります。（単独申請の場合の補助申請者、共同申請の場合の幹事法人及び共同申請者は以下の要件を満たす必要があります。）公募要領2.の補助対象事業者に記載の内容を確認ください。<br>①日本に登記し、日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。<br>②予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。<br>③経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。<br>④会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。<br>⑤日本政府からのEBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）に関する協力要請に応じること。EBPMの取組を政府として推進すべく、申請書等の提出時に、原則、法人番号を記載すること（法人番号が指定されていない者を除く）。また、申請時・利用時・事業報告提出時等に提供された情報（提供された情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）は、事業支援又は経済産業省における審査、管理、確定、精算、効果的な政策立案や、政策の効果検証といった特定の目的のために利用する。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなす。<br>⑥本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。<br>⑦本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等に十分な管理能力を有していること。 |
| 6   | 何社程度の採択を予定していますか。  | グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証 ASEAN加盟国）（第二回）における想定の採択数はございません。   |
| 7   | 共同申請を行う場合、補助率はどのように適用されますか。  | 共同申請の場合、幹事法人および共同申請全体で同じ補助率が適用されます。中小企業補助率の適用を受けられるのは幹事法人・共同申請者ともに中小企業のみの場合に限ります。詳細は公募要領の2.(7)をご確認ください。  |
| 8   | (同一事業者が)複数事業を申請することは可能でしょうか。   | 可能です。事業内容が各々異なる内容の事業であれば、複数事業の申請を行うことは可能です。ただし、申請は事業ごとに行ってください。但し、同一事業を分割して複数案件として申請したり、複数者から同一案件をそれぞれ申請したりすることは認められません。また、複数申請したことが審査に影響することはありません。   |
| 9   | 既に開発や実証のために助成を受けている事業についても申請することは可能ですか。  | 過去又は現在の日本国政府（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と同一又は類似内容の事業は原則補助対象となりませんが、事業自体は同一または類似内容であってもスコープ等が過去または現在の事業と明確に区分され、本事業の目的に合致している案件については申請いただくことは可能です。  |
| 10  | 申請の早い申請から順次審査が行われ、予算総額に達した時点で以降の提出案件の採択可能性が無くなるということはありますか。                                    | 申請の早いものが優位になるということではなく、申請締切日までに提出された案件について、締切日以降に審査が行われます。   |
| 11  | 次回の公募はいつを予定しておりますか。また今後想定される公募回数を教えてください。  | 令和5年度補正事業としては今回が最後になります。   |
| 12  | 審査基準について、事業に使用する機器、設備等の日本製品の割合は審査の基準になりますか。また割合等の基準はありますか。                                     | 具体的な割合基準はありません。ただし日本への波及効果については審査時の評価対象となります。  |
| 13  | 申請書類の頁数に上限はありますか。  | 頁数の上限はありません。但し、あまり膨大な量にならないよう適切にご調整をお願いいたします。  |
| 14  | 従業員の賃金引上げ計画の証明に必要な書類を教えてください。  | 従業員への賃金引上げ計画を表明する場合のみ、表明書（書式自由）をご提出ください。なお、申請時は、表明書（書式自由）（中小企業は前年度の法人税申告書別表1も必要）の提出のみですが、事業終了後に証明書類（法人事業概況説明書等）の提出が必要となります。詳細は、公募要領5.の【申請書類】及び8.の3.9をご確認ください。  |
| 15  | 財務諸表は必ず提出が必要でしょうか。必要事項をメモ書きしたもの等では認められないでしょうか。   | 財務諸表は正式な書類のコピーを提出ください。本事業を円滑に遂行可能な経営基盤を有しているなど審査の重要な書類となります。なお、財務諸表の提出は、単独申請の場合の補助申請者又は共同申請の場合の幹事法人についての情報のみが対象です。   |
| 16  | 3年分の決算報告書と財務諸表を提出必須とありますが、設立3年末満のスタートアップ企業の場合はどう対応すればよいですか。                                    | 設立3年末満の事業者の場合は、提出可能な期間分を全てご提出頂き、その旨を申請時に事業支援事務局までご連絡ください。但し、事務局より追加の資料の提出を求める場合があることを予めご了承ください。  |
| 17  | 設立1年末満のスタートアップ企業の場合は、賃上げの算出はどのように対応すればよいですか。   | 設立1年末満の事業者については、賃上げの算出が不可能なため従業員への賃金引上げ計画の表明書による加点は対象外となり、提出は必要ありません。  |
| 18  | 申請時に相手国からのサポートレターを提出しても良いですか。  | 相手国や相手国企業からレター等があった場合には、提出頂くと、加点になります。但し、英語・現地語の文書の場合、日本語訳を付けてください。日本語訳の無いものは審査対象といたしません。  |
| 19  | 申請時に実証に係る機械設備等の相見積書の提出は必要でしょうか。  | 申請時に提出は不要です。ただし、採択通知後の補助交付契約手続きでは、単価100万円（税込み）以上の契約については原則として2社以上から同一条件による見積の提出をいただく必要があります。それらの書類に不備があると補助交付契約締結に至りません。申請段階で早めにご準備いただくことを推奨します。   |
| 20  | 実証事業の開始予定日は、申請日を書いて良いでしょうか。  | 申請日ではなく、実際の事業開始予定日を記入してください。なお、本事業では補助交付契約締結日以降に発生（発注）した費用のみが補助対象経費となります。採択決定後、補助交付契約手続きを経て交付契約締結までは3か月程度要しますが、提出いただいた書類に不備があるとさらに遅くなる可能性がございます。事業計画は余裕を持ったものを策定してください。  |
| 21  | 申請時に提出する様式や書類において、サインや押印等は必要でしょうか。   | すべてではありませんが、交付規程様式により押印の必要なものがありますので社内での決裁に要する時間も考慮の上、申請を準備ください。   |
| 22  | 現地法人は共同申請者として申請可能でしょうか。  | 現地法人は共同申請者にはなれません。   |
| 23  | 委託・外注費に何か制限があるのでしょうか。  | 補助金総額に対する委託・外注費の額の合計の割合は50%未満にして頂く必要があります。50%以上となる相当な理由がある場合、申請時に様式第3「委託・外注費の額の割合が50%以上となる理由書」を提出頂く必要があります。共同申請の場合、幹事法人・共同申請者のそれぞれで比率を出さず、事業全体の金額比率で算出してください。詳細は公募要領3.をご確認ください。  |
| 24  | 様式第19-1、第19-2の人権尊重の取組状況の内容について伺いたいのですが、問い合わせ先を教えてください。   | 以下の窓口で、海外ビジネスに限らず、サプライチェーンと人権に関する相談を受け付けています。また、日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や関連の実務参考資料に関する相談にも対応しています。<br>経済安全保障・ビジネスと人権に関する貿易投資相談窓口（JETRO）<br><a href="https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/#page_con">https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/#page_con</a>   |
| 25  | グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金の「大型実証」と「小規模実証」に同一の事業を同時に申請することは可能でしょうか。                                 | 採択決定前であれば大型実証と小規模実証への同時申請は可能ですが、それぞれ補助額の上限額や下限額にご留意いただき、事前に経済産業省の担当課ともよくご相談ください。また、他の補助金あるいは本事業内での補助金の重複受給は認められません。実施国、対象製品、対象プロジェクトの内容が異なる等、これまでに採択された事業と別の事業であれば申請は可能です。   |
| 26  | グローバルサウス未来志向型共創等事業の中でマスタープラン策定（委託）の実施以降に本事業に申請することや、FS事業・小規模実証事業の実施後に本大型実証事業に申請することなどは可能でしょうか。 | 十分な事業実施期間を確保できる場合には可能です。   |
| 27  | メーカーでないと支援対象とはならないでしょうか。コンサルやシンクタンクによる提案は可能ですか。  | 申請者の業種に制限はありません。但し、委託・外注に関しては、事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託することはできませんのでご留意ください。   |
| 28  | 外資系企業による申請は可能でしょうか。  | 外資系企業の日本法人など、公募要領に記載の「2.補助対象者」に記載する要件を満たすものであれば、可能です。  |
| 29  | 補助金の支払い先口座は日本の口座になりますか。  | 補助金のお支払いは補助交付契約者の口座（日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有している企業の口座。共同申請の場合、幹事法人の口座。）のみとなります。  |
| 30  | 採択後の補助申請者（単独申請の場合）、幹事法人及び共同申請者（共同申請の場合）の変更は認められますか。  | 採択は補助申請者（単独申請の場合）、幹事法人及び共同申請者（共同申請の場合）の変更は原則として認められません。ただし、共同申請者の変更について、補助交付契約締結後の計画変更の手続きにより、変更が認められる場合があります。   |
| 31  | 類型1（我が国のイノベーション創出につながる共創型）、類型2（日本の高度技術海外展開型）、類型3（サプライチェーン強靭化型）のどの類型に該当するかは、どのように判断しますか。        | 補助対象となる事業は左記3つの事業類型のうち、いずれか1つ以上に該当する必要があります。複数の類型に当てはまる事業での申請も可能です。複数の類型に当てはまる場合、申請時には最も当てはまると思う類型一つを様式第2-1における「事業類型」で選び、ご申請ください。なお、様式第2-1の3.において複数類型に当てはまる旨をご説明頂いた場合は、内容により加点対象となる場合もあります。詳しくは、公募要領の3.及び8.をご確認ください。   |
| 32  | 類型1（我が国のイノベーション創出につながる共創型）と類型2（日本の高度技術海外展開型）の違いがよくわかりません。                                      | 類型1は中長期的に日本にリバースイノベーションをもたらすものです。実証実施によって発生したデータ・知見が、日本に還流し、日本の研究開発や技術等を高度化させるといった例が挙げられます。また、日本では法律上できない実証を相手国で行い成功することで、日本の法律を変える機運を醸成し、規制改革によるイノベーションに繋げるといった例も考えられます。<br>類型2は実証実施にあたり日本の部品、技術等を用い、また事業化した際の生産・稼働にも日本の部品・技術等を用いることで、短期的・中期的に日本の雇用が増加するといった裨益があるものです。  |
| 33  | 類型3（サプライチェーン強靭化型）は、特定重要物資に該当する物品の製造・供給等をする事業のみが対象でしょうか。  | 製造・供給等をする物品が特定重要物資に該当することは、類型3の必須の条件ではありません。類型3が必須で満たさないといけないのは、以下の3つの項目になります。<br>・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること。（特定重要物資とは限りません。特定重要物資に指定されているもの以外でも、サプライチェーン上の重要性が合理的に説明されているものを対象に含みます）<br>・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること。<br>・日本の一国への輸入依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靭化に資すること。<br>なお、類型3の場合に、特定重要物資に該当する物資であることを示す文書の写し等をご提出頂くと、審査において加点されます。（類型1、2の場合は加点されません。）   |

|                |  |   |
|----------------|--|---|
| 34             | 類型3の場合に製造・供給等をする物資が特定重要物資に該当することによる加点はどの物資が対象でしょうか。  | 特定重要物資(2024年5月23日時点で12物資)の全てが、類型3の場合に製造・供給等をする物資が特定重要物資に該当することによる加点の対象です。特定重要物資に該当する物資は、こちらでご確認頂けます。<br><a href="https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html">https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html</a>   |
| 35             | 様式第18-1「透明、強靭で持続可能なサプライチェーン構築の取組」、様式第18-2「透明、強靭で持続可能なサプライチェーンに関する情報」の提出が努力目標となっているのは、類型3（サプライチェーン強靭化型）に該当する事業である場合ですか。 | 類型3に限らず、全ての類型の事業で提出が努力目標となっています。<br>様式第18-1「透明、強靭で持続可能なサプライチェーン構築の取組」は、実証事業において用いられる補助対象経費で支出するに含まれる機器・製品・原材料等が特定重要物資のうち①永久磁石、②工作機械及び産業用ロボット、③蓄電池に該当する場合に、申請時に提出することを努力目標としている提出書類です。類型1,2,3どれに該当する場合でも、実証事業に①永久磁石、②工作機械及び産業用ロボット、③蓄電池を用いる場合、申請時に提出頂くと審査において加点されます。様式第18-2「透明、強靭で持続可能なサプライチェーンに関する情報」は、補助交付契約者（共同申請の場合、幹事法人）が、実証事業において用いられる、補助対象経費で支出するに含まれる機器・製品・原材料等が特定重要物資のうち①永久磁石、②工作機械及び産業用ロボット、③蓄電池に該当する場合に、調達に関する情報を採択決定の通知を受けた日から半年以内に、把握できる限り報告することを努力目標としている提出書類です。様式第18-2は申請時に提出が必要な書類ではありません。   |
| 36             | 事業実施国にこれから設立する法人を、共同事業実施者として実施体制に含めて申請したいです。まだ設立されていない法人でも共同事業実施者として認められますか。   | 申請時点で未設立の法人を共同事業実施者として実施体制に含めて申請すること自体は認められますが、以下の点にご留意ください。<br>・申請時に未設立の法人を共同事業実施者として実施体制に含めた申請も審査の対象としますが、審査において実証事業の実現可能性を低く評価される可能性があります。<br>・申請時点で未設立の法人を共同事業実施者として実施体制に含めて申請する場合、当該法人の設立を補助申請者が組織決定したことを示す資料の提出が必須となります（いずれも設立時期を明記したものが有効となります）。申請フォーム上の、当該共同事業実施者の「会社概要等」の箇所に、会社概要等と併せて提出してください。提出が無い場合は審査を行わず不採択とします。<br>・申請時点で未設立の法人を共同事業実施者として実施体制に含めて申請する場合、申請書類の必要箇所に当該法人に関する記載を漏れなく行ってください。例えば、実施体制図には当該法人を役割とともに明記するほか、様式第3-1「事業経費概算書」には当該法人も含めた事業経費を記入してください。<br>・申請時点で未設立の法人を共同事業実施者として実施体制に含めた申請が採択された場合は、当該法人が設立されたことを事務局が確認してから補助交付契約を行います。当該法人の設立後に、当該法人が設立したことを示す資料を事務局に提出してください。事務局が当該法人の設立を確認した後に、様式第6「補助交付契約通知書」を発送します。2026年3月末までに当該法人が設立したことの確認を事務局から受けなかった案件は、採択を取り消します。補助交付契約締結日より前に発生した経費は補助対象経費となりませんのでご注意ください。<br>なお、申請時点で未設立の法人が補助申請者になることはできません。 |
| 37             | 本事業が対象とする「実証事業」の定義がよくわかりません。   | 実証事業とは、実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、グローバルサウス諸国において、事業化に向けてその有効性や経済性などを確認することを指します。したがって、本支援事業は研究開発支援や（実証を行わない単なる）設備投資支援を行う事業ではありません。<br>調査やFEEDのみの事業は対象外となります。<br>なお、日本で実施される実証は対象外となります。   |
| (2) 補助対象経費について |  |   |
| 1              | 補助対象となる事業はどういったものでしょうか。  | 公募要領3.に、補助対象事業の要件を記載しております。   |
| 2              | 補助対象となる事業対象国はどこになりますか。   | グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証 ASEAN加盟国）（第二回）の対象国はASEAN加盟国です。具体的な対象国について確認されたい場合には、個別にご相談ください。   |
| 3              | 補助の対象はグローバルサウスの域内で行う実証事業で、日本国内の設備投資は含まれないという理解でしょうか。   | 日本国内に対する設備投資は基本的に含まれません。また、交付規程の第1条にて定めているとおり、本事業は日本国の法令に準拠するため、日本国外への技術・物品の輸出については外為法に基づく手続きを怠らないようにしてください。詳細は経済産業省 安全保障貿易管理のHPをご確認ください。<br><a href="https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html</a>  |
| 4              | 対象となる技術やサービスに限定はありますか。   | 対象となる技術やサービスに限定はありません。  |
| 5              | 補助対象外の経費は具体的にはどのようなものですか。  | 例えば、研究開発費は対象外です。詳しくは公募要領に記載されている補助対象経費を確認ください。  |
| 6              | 採択後、補助交付契約締結日より前に発注等を行うことは可能でしょうか。また採択通知後、すぐに実証事業を開始して良いでしょうか。   | 補助交付契約締結前に、発注した経費については補助金の交付対象とはなりませんが、補助対象としない経費の発注は補助交付契約締結前に行なうことは構いません。採択通知後の補助交付契約手続きでは、経費の妥当性等の確認のため、計上された経費に係る証憑書類をご提出いただく必要があります。それらの書類に不備があると補助交付契約締結に至りません。申請段階で見積書や相見積書などの証憑書類を早めにご準備いただくことを推奨します。   |
| 7              | 昨年度に既に実施した費用を計上することはできますか。   | 計上はできません。あくまでも、補助交付契約締結後に、本事業の事業実施期間に実施いただいた取組にかかる経費のみ認められます。   |
| 8              | 人件費単価について、自社の受託単価や他の助成事業で採用された単価を使っていますか。  | 使うことはできません。健保等級単価が実績単価のどちらかを選択してください。なお、実績単価を採用している場合には、所定時間外労働における時間単価は、補助交付契約者及び共同事業実施者が支給した総時間外手当と総残業時間から単価を算出します。健保等級単価を採用している場合には時間内・時間外は問わず同一の単価を使用します。   |
| 9              | 人件費の実績単価はどのように計算しますか。  | 年間総支給額+年間法定福利費を年間理論総労働時間で割った単価となります。年間総支給額には、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与を含めることが出来ますが、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として助成されているものは含めることができません。年間法定福利費には、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む）、労働保険料、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償等の補助交付契約者及び共同事業実施者の負担分を対象としています。  |
| 10             | 残業代は人件費の対象になりますか。  | 残業代を補助交付契約者又は共同事業実施者が負担している場合に限り、人件費に計上することができます。なお、所定労働時間外に作業が必要である理由をご説明いただくとともに、業務日誌等で実証事業のための作業であることが確認できない場合には補助対象として経費の計上が認められない場合もございますので留意ください。   |
| 11             | 他組織、他事業者からの出向者や事業従事者の経費計上はどのように行なうべきでしょうか。   | 補助交付契約者又は共同事業実施者がその費用を負担している場合に限り、出向者の人件費や旅費は補助対象となります。但し、補助交付契約者又は共同事業実施者以外から給与等が支払われている場合は、補助交付契約者又は共同事業実施者が負担した分のみを計上することに留意してください。（補助交付契約者又は共同事業実施者以外からの支払分は控除して計上、又は時間単価の算出にあたり控除して時間単価を算出してください。）   |
| 12             | 海外支社や現地法人が役割・業務を持つ場合、どのように費用計上を行なうべきでしょうか。   | 以下①②いずれかの要件を満たす者を共同事業実施者といいます。<br>①補助交付契約者の海外子会社（日本側出資比率10%以上）<br>②補助交付契約者の海外子会社（日本側出資比率50%以上の海外子会社の出資比率50%以上）<br>共同事業実施者が行なう本事業に要する経費であって、補助金交付の対象として事業支援事務局が認める経費項目は補助対象経費として計上が可能です（委託・外注費とはなりません）。<br>従って、上記①②を満たさない場合は、委託・外注費として計上してください。但し、その場合は、補助交付契約者が事業全体の企画・執行を管理者として担う必要があります。<br>また、外注する必要性、金額の妥当性（本来補助交付契約者及び共同事業実施者が実施すべきものを外注することにより、費用が増えていないか等）をご説明いただけます。  |
| 13             | 申請に要した経費や書類作成、取りまとめに係る経費は補助対象となりますか。   | 対象となります。  |
| 14             | 契約書等に必要な収入印紙代は補助対象となりますか。  | 対象となります。  |
| 15             | 経費の支払い時、クレジットカードを使用することは出来ますか。   | 支払の事実に関する客観性の担保のため、支払方法が指定されている場合を除き、原則、支払は銀行振込として下さい。また、やむをえずクレジットカード決済をする場合、事業支援事務局に事前に確認ください。また、口座引落日が事業終了日以前である必要がありますのでご注意ください。  |
| 16             | 「海外要人招聘・専門家の派遣、現地パートナーとの連携促進等」は補助対象になりますか。   | 現地のキーパーソンや専門家の招聘等費用（旅費）も対象となります。但し、原則2者以上の業者からの相見積が必要となりますのでご留意ください。  |
| 17             | 土地・建物等施設に関する経費は補助対象となりますか。   | 土地・建物の施設に関する経費は補助対象ではありません。補助対象経費については公募要領の6.及び「補助対象経費(表1)」をご参照ください。  |
| 18             | 本事業にかかるソフトウェア購入費の他、ソフトウェアの設定作業や仕様変更なども補助対象となりますか。  | 本事業にかかるソフトウェア購入費、ソフトウェアの設定作業費や仕様変更費についても補助対象となります。ただし汎用性のあるものは補助対象外です。  |
| 19             | 中古機械設備の購入は補助対象になりますか。  | 価格設定の妥当性が明確でない中古機械設備の購入費用は補助対象外となります。ただし型式や年式が記載された相見積りを3者以上から取得している場合等は補助対象となります。詳細は公募要領をご確認ください。  |
| 20             | 日本国内の製造事業者が海外にて実証を行う際、自社の機器を一部用いて行なう場合、その費用は補助対象経費として計上して問題ないでしょうか。  | 自社内から調達を行う場合は、調達金額の多寡に関わらず利益排除を行なうべきです。原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費として計上している旨を理由書等で申告し、価格の妥当性を証明するようにしてください。  |
| 21             | 補助金は出資金として使用することは可能でしょうか。  | 出資金としては使用できませんが、出資先が行なう実証事業に必要な機械設備等の導入に要する経費が補助対象経費として認められます。なお、出資先としては、海外において本事業を実施する法人であって、以下①②いずれかの要件を満たす者であり、補助申請者の現地SPC等を想定しております。<br>①補助対象事業者の海外子会社（日本側出資比率10%以上）<br>②補助対象事業者の海外子会社（日本側出資比率50%以上の海外子会社の出資比率50%以上）<br>日本側出資比率は、共同申請の場合、幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）からの単体・複数出資のいずれでも問題ありません。<br>その他の申請資格については、公募要領の1.及び2.をご確認ください。   |
| 22             | 海外にて共同事業実施者が物品等を購入する際にかかる付加価値税（VAT）、現地で輸入に係る関税等の諸税は補助対象となるでしょうか。   | 輸出入時に課される関税及び設備等の導入国で課されるVATは、対象国における各種税制の利用等を含めた減免の可能性を検討した上で、それが困難な場合は助成対象費用への計上を認めます（減税された結果残った関税等も助成対象費用の対象とします）。補助金受給後にVATの還付が受けられることがわかった場合は、還付された金額を返納する必要があります。設備等の導入国において対象となる物品等を取得・保有等することに対して課される税（固定資産税等に相当する税）は計上の対象外です。  |
| 23             | 生産に必要なクリーンルーム設置経費は補助の対象になるでしょうか。   | 土地・建物等、施設に関する経費は原則対象外ですが、汎用性が無く、事業で求められる清浄度等の数値を用い、実証事業のみに必要であることが説明できる場合は対象となります。  |

| (3) 採択後の手続き及び実証事業について |  |   |
|-----------------------|--|---|
| 1                     | 採択通知後、補助交付契約はどのように行うのでしょうか。  | 採択通知後、採択事業者にメールにて補助交付契約関連のご案内を行います。   |
| 2                     | 採択されてから補助交付契約をどのように出せばよいのでしょうか。  | 補助交付契約のスケジュールが確定次第、採択事業者にメールにてご案内を行います。申請書類の提出締切は厳守してください。  |
| 3                     | 補助交付契約締結はいつ頃になりますか。  | 交付契約宣誓書等の資料をご提出いただき、審査が完了次第補助交付契約締結となります。また、審査には約1か月程度を要します。採択決定後、3か月以内に交付契約宣誓書等の資料をご提出頂いた後、補助交付契約締結を予定していますので、以降、事業実施の流れとなります。事業開始を急がなければならない特別の事情があれば個別に事務局までご相談ください。   |
| 4                     | 補助交付契約締結時の「補助交付予定額」よりも事業実施期間終了時の「補助交付申請額」が大きくなった場合、補助金の金額を増額していただくことは可能でしょうか。    | 基本的には認められません。補助交付契約締結時の「補助交付予定額」が上限となります。   |
| 5                     | 計画変更承認申請書は、実証事業の内容に変更があった場合、必ず提出が必要でしょうか。  | 実証事業の内容の変更によって申請時の事業経費概算書の補助交付希望額との乖離が発生する場合や補助目的が変更される場合で、以下の(1)～(5)に当てはまる場合は、あらかじめ、様式第7-1計画変更(等)承認申請書を事務局に提出し、承認を受ける必要があります。<br>(1) 申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき、ただし、各配分額のうち変更しようとする少ない方の額の20パーセント以内の流用増減を除く。<br>(2) 申請時に取得するとしていた50万円(税込み)以上の取得財産を変更しようとするとき。<br>(3) 本事業の内容を変更しようとするとき、ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。<br>(ア) 申請時に提出された様式第2-1「事業提案概要」の事業内容に変更をもたらすものでない場合<br>(イ) 補助目的及び事業目標実現に関係がない事業計画の細部の変更である場合<br>(4) 本事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。<br>(5) 本事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき。<br>ただし、交付規程第11条「計画変更の承認」上に下記の変更であるならば、計画変更の必要は無く、補助交付契約締結時の補助交付予定額を上限として金額の調整は可能です。実績報告時にその旨事務局にご報告ください。<br>【交付規程第11条より一部抜粋】<br>「本事業の内容を変更しようとするとき、ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。<br>(ア) 申請時に提出された様式第2-1「事業提案概要」の事業内容に変更をもたらすものでない場合<br>(イ) 補助目的及び事業目標実現に関係がない事業計画の細部の変更である場合 |
| 6                     | 申請時に購入を予定していた機械設備を変更しても良いでしょうか。また、その際は計画変更が必要になりますでしょうか。                         | 交付規程第11条「計画変更の承認」に記載の通り、申請時に取得するとしていた50万円(税込み)以上の取得財産を変更しようとするときは、様式第7-1計画変更(等)承認申請書を事務局に提出し、承認を受ける必要があります。変更内容によっては補助対象外となることがあります。  |
| 7                     | 実証に係る機械設備等の発注にあたっては、2者以上の見積もりが必須でしょうか。   | 原則として2者以上の見積もりが必要です。発注内容の性質上2者以上から見積りをとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができますが、その場合には該当企業等を随意契約の対象とする理由書の提出が求められます。  |
| 8                     | いつまでに実証事業を終了しなければいけないのでしょうか。また採択決定後、いつまでに実証事業を開始しなければいけないのでしょうか。                 | 補助交付契約締結日から3年間以内に終了する必要があります。2025年3月31日以降に本事業を開始した場合は、2028年3月31日までに終了する必要があります。事業実施期間内に、原則、各種補助対象経費の支払を済ませておく必要があります。また事業終了日を鑑み、補助交付契約締結日以降速やかに事業を開始することを推奨します。   |
| 9                     | 事業実施期間はいつまでですか。延長することは出来ますか。   | 補助交付契約締結日から3年以内となります。また、最長で2028年3月31日までです。  |
| 10                    | 事業実施状況について事務局に途中報告する必要はありますか。  | 事業実施状況については、月次報告のほかにも毎年度2回程度の中間報告(中間検査)において、経済産業省同席のもと事務局に報告をいただきますので、報告用資料等の必要書類の準備をお願いいたします(経済産業省の同席は中間報告時のみ)。<br>なお、月次報告・中間報告(中間検査)については、事前確認として、適宜事業実施期間中に支出を証明する帳簿類及び領収書等の証拠書類を事務局へご提出いただき、検査を行うことを予定しておりますのでご了承ください。  |
| 11                    | 実証事業で実施した内容について、調査報告書を納品する必要はありますか。  | 様式第10「補助事業実績報告書」のほか、事業成果報告書を提出いただく必要があります。詳細は採択決定後にご案内を行います。  |
| 12                    | 事業終了時とはいつの時点ですか。   | 実証事業に係る発注・納入・検収・支払い、報告書等すべての事業手続きが終了した日、又は事業終了期限日のいずれか早い方です。  |
| 13                    | 補助対象となる実証事業について、補助交付契約締結前に開始していいですか。   | 補助交付契約締結後に発生した経費のみが対象になります。ただし、補助対象としない設備等の発注は、補助交付契約締結前に行っても構いません。   |
| 14                    | 採択されれば、すぐに実証事業を開始して良いですか。  | 採択通知後に所定の手続きをいただき、補助交付契約締結が完了した後に発生した経費のみが補助対象となります。なお、補助交付契約時には、経費の妥当性等の確認のため、経費概算および関連証憑をご提出いただく必要があります、それらの書類に不備があると補助交付契約に至りません。申請段階で見積書や相見積書などの関連証憑を早めにご準備いただくことをおすすめします。  |
| 15                    | 補助対象となる実証事業について、補助交付契約前に発注や契約等を開始して良いですか。  | 補助交付契約締結が完了した後に、発注や契約等により発生した経費のみが対象になりますので、補助対象経費に計上している設備等の発注や契約等は、補助交付契約締結日以降に開始してください。ただし、補助対象経費に計上していない設備等の発注等は、補助交付契約前に行っても構いません。   |
| 16                    | 採択された後、実証事業を開始するのは1年後でも良いでしょうか。  | 「補助金採択決定通知書」発出後3ヶ月以内に補助申請者より「交付契約宣誓書」の提出が無い場合は事業参加の意思が無いものと判断し、場合によっては採択決定の取り消しになる可能性もあるため、採択後は速やかに書類の準備に取り掛かっていただく必要があります。補助交付契約締結後、実証事業を開始するまでの期間がどれくらい空いても良いかについて特段の制限はございませんが、十分な事業実施期間を確保し、事業実施期間の期限を厳守頂くようお願いいたします。   |
| 17                    | 補助対象となる各種経費支出にかかる契約はいつから可能でしょうか。   | 発注や契約は、補助交付契約締結日以降に行っていただく必要があります。  |
| 18                    | 補助金の支払いはいつ頃になりますか。   | 原則、精算払いとなります(途中精算を希望する場合は、個別審査が必要)。事業終了後、様式第10「補助事業実績報告書」等をご提出いただいた後、補助交付確定額の確定手続きに入ります。確定手続きを進めるにあたり、書面審査に加え、原則として現地調査を行います。支払いは補助交付確定額の確定から少なくとも1か月程度を要しますので予めご留意ください。  |
| 19                    | 共同申請の場合、共同申請者及び共同事業実施者への補助金の振込は行われますか。<br>単独申請の場合、共同事業実施者への補助金の振込は行われますか。        | 補助金は幹事法人に交付します。共同申請者及び共同事業実施者へ直接振り込むことはございませんので予めご留意ください。<br>単独申請の場合も同様に、補助交付契約者のみに振込を行い、共同事業実施者に直接振り込むことはございません。   |
| 20                    | 実証事業により取得した資産の帰属は補助交付契約者及び共同事業実施者にあるという理解で合っておりますでしょうか。                          | 補助対象経費により取得した財産については、補助交付契約者あるいは共同事業実施者に帰属します。ただし、単価50万円(税込み)以上の取得財産等は、事業実施期間及びフォローアップ期間の間、「取得財産等管理台帳(取得財産等明細書)」を備えて適切に管理頂く必要があります。また、同期間内に取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税込み)以上の機械、器具、備品及びその他の財産を処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をい)。する際は、事前に事務局及び経済産業省に対して承認を取り、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に、事業支援事務局が指定する口座に納付頂く必要があります。詳しく述べる規程の第22条、23条をご確認ください。  |
| 21                    | 実証事業において、①事業実施期間中の収益の取扱い(返納義務の有無)、及び②事業実施期間終了後の本事業で購入した設備の取扱いに関して教えていただけますでしょうか。 | ①収益を返納頂く必要はございません。ただし、事業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合、補助事業に要する経費の自己負担分(補助事業に要する経費-補助金額)以上の利益が出る事業は、本事業の対象外となります。<br>②事業実施期間終了後の本事業で購入した設備の取扱いについては、交付規程第22条、23条をご確認ください。  |
| 22                    | 本事業は、政治資金規正法第22条の3の1項「寄付の質的制限」の適用除外要件に該当する事業でしょうか。                               | 本事業は、政治資金規正法の対象外です。   |
| 23                    | 実証事業における財産処分の制限について教えてください。  | 実証終了後に財産を処分したことにより収益が生じた場合の納付が必要な期間は、事業実施期間及びフォローアップ期間です。詳細は、交付規程の第22条、23条をご確認ください。   |
| 24                    | 補助金の額を表す用語の違いがわかりません。  | 申請時に様式第2-1「事業提案概要」、様式第3-1「事業経費概算書」に記入するのが「補助交付希望額」です。採択後、補助交付契約締結時に定めるのが「補助交付予定額」です。計画変更(等)のある場合は、再度「補助交付希望額」を申請頂き、再度「補助交付予定額」を定めます。事業終了時に様式10「補助事業実績報告書」で申請するのが「補助交付申請額」です。(事業終了時に補助金の支払を申請することを「交付申請」と言います。)事務局による審査、現地調査等を踏まえ、支払われることが確定した額が「補助交付確定額」です。様式第12「清算払請求書」では、補助交付確定額を「精算払請求金額」とします。   |